

孺恋村農業委員会総会議事録(第10回)

- (1) 開催日時 令和6年4月10日(水)開会:午前9時58分 閉会:午前10時50分
開催場所:孺恋村役場 二階会議室
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員15名 欠席委員2名)
- 農業委員
- 1.干川 伸夫 2.黒岩 節男 4.小嶋 恒夫 5.黒岩 順
7. 黒岩 富二 8.丸山 哲男 9.宮崎 かおる 10.千嶋 澄孝 11.宮崎 弘美 12.黒岩 正市
13.黒岩 純一 14.佐藤 梅仁 15. 下谷 忠 16. 黒岩 トシエ 17. 市場 俊喜
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 3.黒岩 宗久 6.黒岩 康利
- (4) 出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 横沢貴博 主事 熊川紗佑里 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案
- 第1号議案 農地移動適正化あっせんの成立について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第6号議案 農用地売買のあっせん申出について
第7号議案 令和6年度最適化活動の目標の設定について
第8号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 皆さん、おはようございます。4月1日の人事異動がございました。前事務局長の滝澤が衛生施設組合へ異動となり、事務局長は兼務と言うことで、私が拝任いたしました。また、課長補佐に土屋が着任いたしましたので、それぞれ一言ずつ挨拶をお願いします。

…前事務局、課長補佐挨拶…

それでは定刻でございますので、これより始めたいと思います。ただ今より孺恋村農業委員会総会を始めさせていただきます。本日の出席委員は15名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは、農業委員会会議規則第7条の規定により、会長の宣告で開会させていただきます。また、同規則第5条の規定により会長が議長になり進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 どうも皆さん、おはようございます。昨日まで、天気が今年は非常に不順でやっとな、今日からは良い天気が続くようになってきました。皆さん大分忙しくなってきたと思いますが、今日もご苦勞様でございます。それでは、ただいまより農業委員会を開会いたします。まず最初に議事録署名人の指名ですが、第1番号委員の干川伸夫委員、第2番号委員の黒岩節男委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。続きまして4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】を議題といたします。事務局から説明をお願い

いします。

事務局 【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】1件の案件朗読後説明
番号1 大字大笹字大原(売買単価500円/㎡)

議 長 ありがとうございます。こちらの案件ですけれども、大笹地区の案件ですので、あっせん委員さん説明をお願いします。

14番委員 3月18日に、農業委員会事務局、地元委員、買受予定者の方と役場にてあっせん委員会を行いました。場所は、孺恋高原ブルワリーから南へ1km程度進んだ場所になります。価格も適正であるため、問題はないかと思います。

議 長 ありがとうございます。この件について皆様の方からなにかございますか。ないようでしたら、【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】は問題なしということでよろしいでしょうか。異議無ければ挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。問題ないということで【第1号議案「農地移動適正化あっせんの成立について」】は成立に決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明
1番号 あっせんの成立による売買契約

議 長 ありがとうございます。先ほどのあっせんの案件でございますが、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】許可するということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】につきまして許可することとして決定いたします。続きまして、【議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」】を議題といたします。よろしくをお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」】案件朗読後2件説明。
1番号 農家用住宅用地
2番号 倉庫敷地

議 長 ありがとうございます。1番号ですが、こちらは田代地区ですので、田代の委員さん、説明をお願いします。

11番委員 3月29日に事務局、農業委員、推進委員で現地確認をしました。場所は、田代コミュニティセンターの近くです。転用目的は住宅用地と現在住んでいる住宅が老朽化して、隣接地にある申請地に建築するとのことです。現在住んでいる場所に倉庫や車庫があるので、農作業に便利な隣接地である申請地を選んだという事なので、この土地の転用はやむを得ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。1番号につきまして、何か皆様の方から質問等がございますか。無いようでしたらお諮りしたいと思います。【議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」】は、許可相当として知事へ進達してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」】1番号につきまして、異議無しということで、知事へ進達することとして決定いたします。続きまして2番号ですけれども、こちらは干俣地区ですので、干俣の委員さんよろしくお願いします。

1番委員 4月5日に事務局、農業委員、推進委員で現地確認を行いました。JA 干俣支所から北へ300m程進んだ場所にあります。こちらは、既に倉庫が建っており、申請人の亡父が建築したという事で、今回顛末書付きで転用申請が出てきました。現在も農業用倉庫として利用されているので、転用はやむを得ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。この件に関して、何か皆さまから質問等ございますか。無いようでしたらお諮りしたいと思います。【議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」】、2番号です、許可相当と意見を付して知事へ進達することとしてよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」】2番号につきましても、許可相当と意見を付して知事へ進達することとして決定いたします。続きまして、【第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明
1番号 一般住宅用地
2番号 農業研修生用宿泊施設用地
3番号 資材置場用地

議 長 はい、ありがとうございました。まずは1番号ですが、こちらは干俣地区になりますので、干俣の委員さんよろしくお願いします。

1番委員 こちらも、先ほどの4条と同じ場所になります。こちらに住宅を建てるということで、申請が出てきました。農地以外の土地も検討していたようですが、要件に合う土地が見つからず、実家に近いところで建設予定地を探し、申請地を選定したようです。2種農地であり、他の土地を検討したが良い土地がなかったということで、今回の転用はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 ありがとうございました。この案件について、なにか皆さまからご質問等ございますか。無いようでしたら、お諮りしたいと思います。【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】1番号は許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。異議無しの委員さんは挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございました。挙手全員でありますので【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】1番号につきましては許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、2番号ですけれども、こちらは田代地区の案件ですので、田代地区の委員さん、よろしくお願いします。

9番委員 3月29日に事務局、農業委員、推進委員の皆さまで現地確認をしました。場所は、田代コミュニティセンターの近くです。転用目的は農業研修生用宿泊施設ということで居住用スペースが不足したため、現在建っている宿泊施設の隣接に施設を建築したいということです。2種農地であり、規模も妥当であるため転用はやむを得ないと判断しました。

議 長 ありがとうございました。この件について、何か皆様の方からございますか。ないようでしたら、【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】2番号につきまして許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございました。【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】2番号につきましては許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、3番号ですけれども、こちらは芦生田地区ですので、芦生田の委員さんよろしくお願いします。

15番委員 この申請についてですが、4月3日に事務局、地元農業委員、推進委員で現地確認を致しました。場所は、2筆とも上坂建設の事務所の近くであります。申請事由にも書いてありますが、譲

受人が資材置き場を探していたという事で、会社の近くに申請地の紹介を受けたという事です。譲渡人も高齢になっておりまして、耕作ももちろんしておりませんし、土地の管理も出来なくなったという事情で、今回売却をするということで、転用はやむを得ないと判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。3番号について何か皆さまから質問等ございますか。無いようでしたらお諮りいたします。【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】3番号につきまして許可相当と意見を付して知事へ進達してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第4号議「農地法第5条の規定による許可申請について」】3番号につきましては許可相当と意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】朗読後説明

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】について意見は問題なしとして村長に回答してよろしいでしょうか。異議無い委員は挙手をお願いします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。異議無しということで、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。続きまして、【第6号議案「農用地売買のあっせん申出について」】議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第6号議案「農用地売買のあっせん申出について」】

- | | |
|---------|----|
| 1、干俣下新井 | 1筆 |
| 2、干俣下新井 | 5筆 |

議 長 ありがとうございます。こちらは2つとも干俣地区の案件ですが、説明よろしくをお願いします。

1番委員 4月5日に農業委員会事務局と地元委員で現地確認を行いました。場所は干俣体育館から南東に300m程進んだ場所になります。申出者は村外に住んでおり、申請地の管理が出来ないということなので今回のあっせんは妥当かと思います。もう一件の方ですが、こちらも同じ日に現地確認を行いました。場所は先ほどの申請地から少し進んだ場所になります。こちらも申出者が村外に住んでおり、申請地の管理が出来ないということであっせんは妥当かと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。1番と2番について、何か皆様の方からご意見ご質問等ございますか。無いようでしたらお諮りいたします。まず最初に1番についてはあつせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございました。挙手全員でありますので、1番号についてはあつせんを受けるということに決定いたします。続きまして、2番目の案件ですけれども、こちらでもあつせんを受けるということで決定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございました。2番目の案件についてもあつせんを受けるということに決定いたします。あつせん委員の指名ですが、干俣地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の方をお願いしたいと思います。日程等は、後ほど事務局と調整していただければと思います。続きまして、【第7号議案「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第7号議案「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」】議案朗読後説明

議 長 ありがとうございました。この件について、何か皆さんの方からございますか。無いようでしたら、お諮りしたいと思います。【第7号議案「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」】は別紙のとおり設定してよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい、異議無しということで、【第7号議案「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」】は別紙のとおり設定する事で決定いたします。続きまして、【第8号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【第8号議案「その他」】報告。

報告 1	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書	2 件
報告 2	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書	1 件
報告 3	農地使用貸借契約の合意解約通知書	1 件
報告 3	制限除外による事業計画書	1 件
報告 4	農地転用許可後の工事進捗状況報告について	1 件

議 長 はい、ありがとうございました。8号議案は報告事項となりますが、何か質問等ございますか。質問等が無いようですので、以上で本日の議案は全て終了いたします。つづきまして、5のその他に移ります。なにかあればお願いします。

事務局 別紙で、令和6年度委員ごとの最適化活動の目標という紙を配らせていただきました。こちらは、委員ごとに最適化活動の目標を設定する事となっております、この目標は先ほどの「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の議案の数値に基づきまして、各委員の目標を設定させていただきました。①月の活動日数目標を8日と設定させていただきました。こちらにつきましてはあくまでも目標ということで宜しくお願いします。ですが、最低でも月平均1日以上となるように現地確認等、最適化活動をお願いいたします。②の年間の新規集積目標全体の集積目標が81%とさせていただきました。こちらは、各地区の面積により案分して設定させていただきました。③新規就農者への貸付同意承諾面積目標も先程の全体目標から設定させていただきました。こちらは、遊休農地の調査等により農地所有者が新規就農者に対し、農地を貸付けてもよいと同意した面積目標になります。こちらにつきましてはあくまでも目標ですので、できるだけ目標の達成に向かって活動していただきますようお願いいたします。続きまして、お手元に委員報酬明細につきまして、お配りしてあります。3月までの委員報酬を本日付けで指定の口座にお振り込みをさせていただきましたので通帳等でご確認下さい。続きまして、令和6年度版の活動記録簿を配布しましたので4月からの記録を宜しくお願いします。令和5年度の活動記録セットは提出をお願いいたします。あと、のうねんも同封させていただきました。後ほどご覧下さい。また、各地区の農地賃料の平均表を毎年配らせて頂いております。これまでの賃料の平均値ということでお配りしました。また、地区に戻られましてご相談等ございましたらご活用下さい。年間予定表についても配布いたしましたので、各自ご確認ください。最後に、来月の総会前に農振協議会を予定しております。ご予約をお願いいたします。

議 長 他に、なにかございますか。

・・・鹿の被害について質問あり。土屋補佐、農林振興課長回答。・・・

議 長 他にありますか。無いようでしたら、次回は、5月10日(金)午後3時からとなります。まず最初に農振協議会をやりまして、その後定例会の予定となっております。孺恋村役場で開催となります。以上で、本日の定例会を閉会させていただきます。

午前10時50分閉会